

平成 29 年 4 月  
東京税関業務部

関係各位

### 関税暫定措置法第 8 条に係る取扱い等について

今般、関税暫定措置法第 8 条について、取扱いの一部が変更になりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 【変更の概要】

1. 平成 29 年度関税改正にかかる変更  
「関税定率法別表第 9401.90 号の 1 に該当する製品のうち自動車に使用する種類のもの」を、法第 8 条の対象から除外
  
2. 加工再輸入免税マニュアルの改正及び取扱いの変更
  - (1) 生地見本の提出省略
  - (2) 裏落とし業務の簡素化
  - (3) 減税対象となる原材料の輸出申告価格の確認申告書への記載方法の変更  
改正後の「加工再輸入減税マニュアル」は、税関ホームページを参照  
<http://www.customs.go.jp/tsukan/zanpachi/index.htm>

【施行日】平成 29 年 4 月 1 日

- 【添付資料】(別添 1) 関税定率法等の一部を改正する法律案要綱  
(別添 2) 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱  
(別添 3) 関税定率法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 13 号)  
(別添 4) 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 29 年政令第 127 号)  
(別添 5) 新旧対照表(関税暫定措置法基本通達)(蔵関第 1150 号)  
(別添 6) 加工再輸入減税マニュアル改訂のポイント(2017 年 4 月)

#### 【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第 2 部門 (電話 03-3599-6338)

## 関税定率法等の一部を改正する法律案要綱

最近における内外の経済情勢等に対応するため、次により、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化等を図るための所要の改正を行うこととする。

### 1. 個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置の対象に、企業主導型保育事業に係る保育施設を追加するとともに、パラニトロクロロベンゼン及び玩具の関税率の撤廃等を行うこととする。(関税定率法別表並びに関税暫定措置法別表第1及び別表第1の3関係)

### 2. 税関における水際取締りの強化

- (1) 外国貿易機等の運航者等に対し、その出港の前に、当該外国貿易機等に係る予約者情報等について報告を求めることができることとする。(関税法第17条、第17条の2、第20条及び第20条の2等関係)
- (2) 特殊船舶等の出港手続等に係る規定を整備することとする。(関税法第17条の2及び第20条の2等関係)
- (3) 外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。(関税法第15条、第15条の3、第17条～第18条の2、第20条及び第20条の2関係)

### 3. 犯則調査手続の見直し

国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続について、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続等の規定を整備することとする。(関税法第11章等関係)

### 4. 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 平成29年3月31日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置(牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。)について、これらの適用期限を1年延長する等所要の改正を行うこととする。(関税暫定措置法第2条及び第7条の3～第7条の6等関係)
- (2) 平成29年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等

の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長する等所要の改正を行うこととする。(関税暫定措置法第4条及び第8条関係)

(3) 平成29年3月31日に適用期限が到来する沖縄における特定免税店制度及び選択課税制度について、これらの適用期限をそれぞれ3年及び2年延長することとする。(関税暫定措置法第13条及び第14条関係)

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

6. 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成29年4月1日から施行することとする。

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 外国貿易機等が入港する際に報告しなければならない旅客等に関する事項の報告時期を前倒しするとともに、外国貿易機が入港する際に報告しなければならない積荷に関する事項を拡充するほか、外国貿易機等が出港する際の報告事項等を定めることとする。(関税法施行令第13条～第18条の2関係)
  - (2) 犯則事件の調査及び処分に係る手続について、許可状請求書の記載事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第9章関係)
  - (3) 農林漁業用A重油の暫定税率を廃止し、基本税率により現行の水準(無税)を維持することとしたことに伴い、無税を適用する農林漁業用A重油の証明方法等の規定を、関税暫定措置法施行令から関税定率法施行令に移行することとする。(関税定率法施行令第57条～第61条の2及び第73条並びに関税暫定措置法施行令第6条、第32条及び第33条等関係)
  - (4) 革製の自動車用腰掛けの部分品を加工再輸入減税制度の対象から外したことに伴い、同制度の適用を受ける原材料等に関する規定から、革製の自動車用腰掛けの部分品に係る条項を削除することとする。(関税暫定措置法施行令第20条第7項及び第8項関係)
2. 尾鷲港を開港から削除するとともに、新石垣空港を税関空港に指定することとする。(関税法施行令別表第1～別表第3関係)
3. 違約品等を再輸出等する場合の関税の払戻し等に係る手続について、保税地域への搬入期間の延長の承認申請書の提出先に輸出申告税関を追加する等の規定の整備を行うこととする。(関税定率法施行令第56条の2等関係)
4. 特別緊急関税制度について、オーストラリアを原産地とする飼料用麦の輸入基準数量の算出等に関する所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第14条関係)

5. 特恵関税制度について、次の改正を行うこととする。
  - (1) 特恵受益国等からウルグアイ、セントクリストファー・ネイビス及びチリを除外することとする。(関税暫定措置法施行令別表第1関係)
  - (2) 特恵関税の便益を与えない物品として、タイ又は中国を原産地とする特定の物品を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第25条第2項関係)
6. アフガニスタン及びリベリアの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からこれらの国を除外することとする。(関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
7. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成29年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
8. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続を追加することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表等関係)
9. 相殺関税又は不当廉売関税の課税等の求めができる本邦の産業に利害関係を有する者に係る要件を見直すこととする。(相殺関税に関する政令第3条及び不当廉売関税に関する政令第5条関係)
10. その他所要の規定の整備を行うこととする。
11. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成29年4月1日から施行することとする。

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「第七條、第八條、第九條、第九條の二」を「第九條の二」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第二〇〇九・八九号中「(一) その他のもの 九・六%」を

(一) その他のもの	九・六%	に改め、同表第二〇〇九・九〇
三 その他のもの		
(一) 砂糖を加えたもの	二二・四%	
(二) その他のもの	一六%	

一頁

二頁

号中「混合果汁」を「果汁を主成分とするもの」に、「混合野菜ジュース」を「野菜ジュースを主成分とするもの」に、「(一) その他のもの 七・二%」を

(一) その他のもの	七・二%	に改める。
三 その他のもの		
(一) 砂糖を加えたもの	二二・四%	
(二) その他のもの	一六%	

別表第二二〇六・〇〇号中「一リットルにつき六円四〇銭」を「無税」に改める。

別表第二二〇八・二〇号から第二二〇八・七〇号までを次のように改める。

二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	無税
二二〇八・三〇	ウイスキー	無税
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	無税
二二〇八・五〇	ジン及びジネヴァ	無税

二二〇八・六〇	ウオツカ	無税
二二〇八・七〇	リキュール及びコーデリアル	無税

別表第二二〇八・九〇号中	(ハ) フルーツブランデー	一リットルにつき一九三円二〇銭	を
	A アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。) B その他のもの	一リットルにつき二二七円九〇銭	

「(ハ) フルーツブランデー」を「無税」に改める。

(b) その他のもの	一キロリッ
------------	-------

三頁

四頁

別表第二七一〇・一九号中	トルにつき 四五九円	を
--------------	---------------	---

(b) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの	無税	に改め、同表第二七一〇・二〇
(c) その他のもの	一キロリッ	

号中	(b) その他のもの	トルにつき 四五九円	一キロリッ トルにつき 四五九円	を
	(b) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		無税	
	(c) その他のもの		一キロリッ トルにつき 四五九円	に改め

る。

別表第二九〇四・九九号を次のように改める。

二九〇四・九九	その他のもの		
---------	--------	--	--

五頁

別表第三九〇八・九〇号を次のように改める。

三九〇八・九〇	その他のもの		
	一 メターアラミド		無税
	二 その他のもの		五・六%

別表第五五〇一・一〇号を次のように改める。

五五〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの		
	一 メターアラミドのもの		無税
	二 その他のもの		八%

別表第九五・〇三項を次のように改める。

九五・〇三			
九五〇三・〇〇	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪		

六頁



	付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	無税
--	--	----

別表第九六・一九項を次のように改める。

九六・一九		
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十六条）」を「第四百三十二条）」に、「第三百三十六条の二―第四百十条」を「第四百四条―第四百九条」に改める。

第二条の四の見出しを削る。

第七条の五第一号イ中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法」に改める。

七頁

八頁

第七条の十六第四項中「以下」を「第十一章第二節（犯則事件の処分）を除き、以下」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の見出しを削り、同条第一項第一号中「賦課課税方式」を「税額の確定の方式」に改め、同号イ及びロ中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項ただし書中「（携帯品等に対する関税）」を削る。

第十七条に次の二項を加える。

3 税関長は、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の出港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧

することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十七条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の出港手続)

第十七条の二 特殊船舶等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2 税関長は、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び

九頁

一〇頁

当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条第三項中「前条」を「第十七条第一項（出港手続）」に改める。

第十八条の二第一項中「とき（次項）」を「とき（同項）」に改め、「入港手続」の下に「及び第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）」を加え、同項ただし書中「同条第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十五条の三」を「第十五条の三第一項から第三項まで及び第十七条の二第一項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第二十条第三項中「税関長は」の下に「、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）」を加え、「入港しよう」を「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「の入港」の下に「又は出港」を加える。

第二十条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「税関長は」の下に「、第六十九条の二（輸出してはならない貨物）」を加え、「入港しよう」を「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「の入港」の下に「又は出港」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特殊船舶等が不開港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

第二十五条中「また」を削り、同条に次の一項を加える。

2 沿海通航船等を特殊船舶等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。特殊船舶等を沿海通航船等として使用しようとするときも、同様とする。

第二十六条中「第十五条（一）」を「第十五条第一項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで（一）」に、「第十五条の三」を「第十五条の三第一項から第三項まで」に、「第十八条（一）」を「第十七条の二第

二頁

二頁

一項（特殊船舶等の出港手続）、第十八条第二項から第四項まで（一）」に、「第二十条（一）」を「第二十条第一項若しくは第二項（一）」に、「第二十条の二」を「第二十条の二第一項から第四項まで」に、「これらの条」を「これらの規定」に改める。

第六十九条の二十一の見出しを削る。

第七十四条中「売却）」を「売却等）」に、「留置貨物」を「収容についての規定の準用」に、「留置物件又は差押物件）」を「留置物件等の処置）」に改め、「（留置物件又は差押物件の公売）」を削り、「留置物件又は差押物件の帰属」を「留置物件等の還付等」に、「第三百三十八条第一項（通告処分）」を「第四百四十六条第一項（税関長の通告処分等）」に改める。

第七十五条の見出しを削る。

第七十六条第一項中「第百十四条の二第九号」を「第百十四条の二第十四号」に改める。

第八十八条の二の見出しを削る。

第二百五条第一項第三号中「第六十一条の四及び第六十二条の十五」を「第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準

用)」に改め、「第六十二条の七」の下に「(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)」を加え、同条第三項中「証票」を「証明書」に改める。

第百十四条第一項第十四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項第十号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第百十四条の二第十一号を同条第十八号とし、同条第十号の二を同条第十七号とし、同条第十号を同条第十六号とし、同条第九号の二を同条第十五号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同条第二号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、同条第一号の五を同条第六号とし、同条第一号の四を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第十七条第四項前段(出港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十四条の二第一号の三を同条第三号とし、同条第一号の二を同条第二号とする。

第百十五条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十七条の二第一項前段(特殊船舶等の出港手続)の規定に違反して同項に規定する出港届を提出

三頁

四頁

せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機長

五 第十七条の二第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

第百十五条第一項に次の三号を加える。

十二 第二十条の二第四項前段の規定に違反して同項に規定する出港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機長

十三 第二十条の二第四項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十四 第二十五条第二項(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、沿海通航船等を特殊船舶等として使用し、又は特殊船舶等を沿海通航船等として使用した船長又は機長

第百十五条第二項第九号を同項第十一号とし、同項第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十七条の二第一項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

五 第十七条の二第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

第百十五条第二項に次の三号を加える。

十二 第二十条の二第四項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

十三 第二十条の二第四項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

十四 第二十五条第二項の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用され、又は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等として使用された場合に限る。）

第百十五条の二第十三号を同条第十六号とし、同条第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第六十一条の四」の下に「（保税蔵置場についての規定の準用）」を加え、同条第十一号とし、同条第七号中「第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、同条第十号とし、同条第六号中「第四十九条」の下に「（指定保税地域についての規定の準用）」を加え、同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「

一五頁

一六頁

第六十二条の七」の下に「（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」を加え、同条第七号とし、同条第三号中「第三十六条第一項」の下に「（保税地域についての規定の準用等）」を加え、同条を同条第六号とし、同条第二号の二中「第二十条の二第五項前段」を「第二十条の二第六項前段」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の二を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第三項前段（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十六条中「第十号及び第十号の二」を「第十六号及び第十七号」に、「第四号及び第十三号」を「第七号及び第十六号」に改める。

第百十九条第一項中「と認める」を削り、「参考人」の下に「（以下この項及び第二百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押え等）において「犯則嫌疑者等」という。）」を加え、「これらの者」を「犯則嫌疑者等」に、「所持する物件」を「所持し、」に改め、「犯則嫌疑者が」を削り、「提出した物件」を「提出し、」に改める。

第二百一十一条の見出し中「差押」を「差押え等」に改め、同条第一項中「搜索又は差押」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

第二百一十一条第五項中「又は差押」を「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「臨検すべき」を「犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電

一七頁

一八頁

気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百一十一条第三項中「以下この条から第二百五条までにおいて」を「第三百六条（鑑定等の囑託）を除き、以下」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において、」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百二十二条の見出しを「（通信事務を取り扱う者に対する差押え）」に改め、同条第一項及び第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第三百十条及び第三百十一条を削る。

第二百二十九条の見出しを「（所有者等の立会い）」に改め、同条第一項中「税関職員は、」の下に「人の住居、人の看守する邸宅若しくは建造物又は」を加え、「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「代る」を「代わる」に改め、「成年に達した」を削り、「親族」の下に「で成年に達した者」を加え、同条第二項中「同項」を「、同項」に改め、同条第三項中「第二百二十三条」を「第二百二十四条」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第四項中「搜索する」を「搜索をする」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三百十一条とする。

第二百二十七条及び第二百二十八条を削る。

第二百二十六条中「若しくは差押」を「、差押え若しくは記録命令付差押え」に、「証票」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第二百二十九条とし、同条の次に次の一条を

一九頁

二〇頁

加える。

（警察官等の援助）

第三百十条 税関職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

第二百二十五条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第二百二十八条とする。

第二百二十四条を削る。

第二百二十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「終わった際に発覚した事件について」を「終わった者がある場合において」に、「取り集める」を「集取する」に、「且つ」を「かつ」に、「（差押）の処分」を「（差押え等）の臨検、搜索又は差押え」に改め、同条第二項中「取り集める」を「集取する」に、「且つ」を「かつ」に、「（臨検、搜索又は差押）の処分」を「の臨検、搜索又は差押え」に改め、同条を第二百二十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

第二百二十五条 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分)

第二百二十六条 税関職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二百二十七条 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求

二二頁

二三頁

めることができる。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第二百二十三条 税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。



3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第三百三十二条の見出しを「(領置目録等の作成等)」に改め、同条中「又は差押を」を「、差押え又は記録命令付差押えを」に、「作り」を「作成し」に、「又は差押物件」を「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」に、「若しくは所持者」を「、所持者若しくは保管者(第二百五条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定による処分を受けた者を含む。)」に、「代る」を「代わる」に改める。

第三百三十二条の二を削る。

第三百三十三条の見出しを「(領置物件等の処置)」に改め、同条第一項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「随意契約による」を「公売又は」に、「規定は、」を「規定は」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第三百三十四条の見出しを「(領置物件等の還付等)」に改め、同条第一項中「税関長」を「税関職員」

三三頁

三四頁

に、「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件の」を「、差押物件又は記録命令付差押物件について、その」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「又は差押物件について、」を「、差押物件又は記録命令付差押物件について」に改め、同条第五項中「随意契約による売却」を「公売又は売却等」に改め、同条第六項中「第四百十条」を「第四百八条」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第七項中「関税の賦課手続の調整」を「警察官等の通報」に改める。

第四百十条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第一項中「第三百七条ただし書」を「第四百四十五条ただし書」に、「第三百三十八条第一項ただし書若しくは第二項」を「第四百六条第二項」に、「通告処分又は告発」を「通告処分等」に、「まつて、これを」を「待つて」に改め、同条第二項中「前項の告発又は第三百三十六条の二」を「第四百四十四条」に改め、「よる告発」の下に「又は前項の告発」を加え、「文書」を「書面」に、「第三百十一条」を「第四百十一条各項」に、「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「、差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第三項中「又は差押物件が」を「、差押物件又は記録命令付差押物件が」に、「領置物件又は差押

物件の所有者等による保管」を「領置物件等の処置」に、「保管者」を「規定により当該物件を保管させた者」に改め、同条第四項中「第二項又は前項」を「前二項」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条を第四百四十八条とする。

第三百三十九条中「の通告」の下に「（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）」を、「場合において、」の下に「当該通告等を受けた日の翌日から起算して」を、「以内に」の下に「当該」を加え、同条ただし書中「但し、二十日を過ぎて」を「ただし、当該期間を経過して」に改め、同条に次の一項を加える。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。

第三百三十九条を第四百四十七条とする。

第三百三十八条の見出しを「（税関長の通告処分等）」に改め、同条第一項中「及び没収」を「没収」に、「物件又は」を「物件、」に、「金額を」を「金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を」に改め、「納付すべき旨を」の下に「書面により」を加え、た

二五頁

二六頁

だし書を削り、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

第三百三十八条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。
- 二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

第三百三十八条第四項中「の旨」の下に「（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「中断する」を「その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、税関長は

、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

第三百三十八条に次の一項を加える。

- 6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

第三百三十八条を第四百四十六条とする。

第三百三十七条中「調査の」を「その調査の」に改め、同条第三号中「隠し、又はなくしてしまふ」を「隠滅する」に改め、同条を第四百四十五条とし、第三百三十六条の二を第四百四十四条とし、第十一章第一節中第三百三十六条を第四百四十三条とする。

第三百三十五条中「と認める」を削り、同条を第四百四十二条とする。

第三百三十四条の次に次の七条を加える。

(移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)

二七頁

二八頁

第三百三十五条 税関職員は、第二百五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

- 3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第三百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

- 2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑

定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

（臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限）

第三百三十七条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び第二百二十四条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押え）の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後

二九頁

まで継続することができる。

（処分中の出入りの禁止）

第三百三十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

（執行を中止する場合の処分）

第三百三十九条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

（搜索証明書の交付）

第四百十条 搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

（調書の作成）

第四百十一条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者

三〇頁

に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 税関職員は、この節の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 税関職員は、この節の規定により臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

本則に次の一条を加える。

(犯則の心証を得ない場合の通知等)

第四百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるとき

三二頁

は、その解除を命じなければならない。

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第一条第一項各号」の下に「(行政機関の休日)」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項後段を削り、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14 第一項の規定による報告(積荷に関する事項の報告を除く。)、第二項の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。)、第七項から第九項まで若しくは前項の規定による報告又は第十項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用してこれらの報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十五条の二第一項中「、第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十五条の三第五項後段を削り、同条に次の一項を加える。

6 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使

三三頁

用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十六条第一項中「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

- 5 第一項後段の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十七条の二第三項後段を削り、同条に次の一項を加える。

- 4 第一項後段の規定による書面の提出又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

三三頁

三四頁

第十八条第三項中「第十五条第十項から第十二項まで」を「第十五条第九項から第十一項まで」に改め、同項ただし書中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条の二に次の一項を加える。

- 5 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十条第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

- 5 前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財

務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十条の二第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

- 7 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項若しくは第四項後段の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六条中「第十項から第十二項まで」を「第九項から第十一項まで」に、「第十八条の二」を「第十八条の二第一項から第四項まで」に改める。

第六十七条の二第四項中「第十項」を「第九項」に、「第十一项」を「第十項」に改める。

第六十九条の十一第一項第三号中「（爆発物の使用）」を削り、同項第六号中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第百十四条第一項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一项」を「第十項」に

三五頁

三六頁

改め、同項第五号中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改め、同条第二項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一项」を「第十項」に改め、同項第四号中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改める。

第百十四条の二第一号中「第十四項前段」を「第十三項」に改め、同条第五号中「第十七条第四項前段」を「第十七条第四項」に改め、同条第六号中「第二十条第四項前段」を「第二十条第四項」に改める。

第百十五条の二第二号中「第十五条の三第五項前段」を「第十五条の三第五項」に改め、同条第三号中「第十七条の二第三項前段」を「第十七条の二第三項」に改め、同条第五号中「第二十条の二第六項前段」を「第二十条の二第六項」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十八年度まで」を「平成二十九年度まで」に、「初日（以下この条）」を「

初日（次項第六号及び第八項）に、「以下この条及び次条」を「次条第一項」に改め、同項ただし書中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項第五号中「以下」を「第七条の六第四項第二号において」に改め、同条第四項ただし書中「同表第一五項から第一九項まで」を「同表の一五の項から一九の項まで」に、「この条において単に「前年」を「この項及び次項において単に「前年」に、「各期間。以下この条」を「各期間。第一号」に、「この条において「平均輸入数量」を「この項及び次項において「平均輸入数量」に改め、同項第一号中「（以下この条」を「（次号及び第三号」に、「別表第一の六第一五項から第一九項まで」を「別表第一の六の一五の項から一九の項まで」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第六項中「物品の輸入数量」とあるのは「」を「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」に改め、「に係る輸入数量」の下に「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）」を加え、「と、」を「をこれらの項ごと」と、「に、」に「に相当する数量を除く。以下この項」を「（一年経

三七頁

三八頁

過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項」に、「読み替える」を「、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」と読み替える」に改め、同条第七項中「及び第四項」の下に「（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第八項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「この条」を「この項」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十八年度まで」を「平成二十九年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「この条」を「この項及び第三項」に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「数量（以下この条）を「数量（第五項及び第七項）」に、「初日（以下この条）を「初日（第四項第一号及び第七項）」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項第一号及び第七項」に改め、同条第七項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。



第八条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第四号を削る。

第十三条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「製造用原料品等に係る」を削り、同条第二項中「証票」を「証明書」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九

〇三七以下のもの

三九頁

四〇頁

別表第一第二七二〇・一九号中

(b) その他のもののうち

温度一五度における比重が〇

・八三以上で引火点が温度一

三〇度以下のもの（本邦に到

着した時においてこれらの性

質を有するもの又は政令で定

めるところにより本邦に到着

した石油製品に他の石油製品

を混合して得たものでこれら

の性質を有するものに限る。

第二七二〇・二〇号において

同じ。）のうち、農林漁業の

用に供するもの

を

無税

削り、同表第二七二〇・二〇号中

(四) 重油及び粗油	
A 温度一五度における比重が〇	
・九〇三七以下のもの	
(b) その他のもののうち	
温度一五度における比重	を削る。
が〇・八三以上で引火点	
が温度一三〇度以下のも	
ののうち、農林漁業の用	
に供するもの	無税

別表第一の三中「平成二九年三月三十一日」を「平成三〇年三月三十一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の

四二頁

四二頁

下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二九年三月三十一日」を「平成三〇年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第百十四条から第百十五条の二までの改正規定及び同法第百十六條の改正規定並びに附則第十条の規定 平成二十九年六月一日

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十

一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。)第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第一条第五号に定める日

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定(「第十七条」を「第十七条第一項」に改める部分を除く。) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

四三頁

四四頁

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(次項及び附則第十条において「新関税法」という。)第七条の五第一号イの規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項の規定による通告処分は、所得税法等の一部を改正する等の法律第八条の規定による改正後の国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第五百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

2 新関税法第十一章第二節の規定は、平成三十年四月一日以後にした行為に係る関税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る関税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第十二項」を「第十一項」に、「第十項」を「第九項」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「足る」を「足りる」に改める。

第十一条第三項中「第四百十条」を「第四百四十九条」に改める。

四五頁

四六頁

第十四条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「領置し、又は差し押えた」を「領置、差し押え又は記録命令付差し押えをした」に、「又は差し押」を「、差し押え又は記録命令付差し押え」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の五第一項第二号中「別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の一の（一）のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号」を「別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の（一）」に改める。

第九十条の四第一項第四号を次のように改める。

四 関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）のAの（b）又は第二七一〇・二〇号の一の（四）のAの（b）に掲げる農林漁業の用に供する重油及び粗油

第九十条の六第一項中「で農林漁業」を「（同表第二七一〇・一九号の一の（三）のAの（a）若しくは（c）又は第二七一〇・二〇号の一の（四）のAの（a）若しくは（c）に掲げる重油については、農林漁業の用に供するものに

限る。)を農林漁業」に改め、「ものをその用途に供する」を削る。

(とん税法及び特別とん税法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第三百三十九条」を「第四百四十七条第一項」に、「一」の規定中「一」に改める。

一 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第十四条

二 特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)第十二条

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第九条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三第一項ただし書の改正規定中「同表第一三項及び第一四項」を「同表の一三の項及び一四の項」に、「別表第一の六第一三項及び第一四項」を「別表第一の六の一三の項及び一四の項」に改め、同条第六項の改正規定中「飼料用麦」を「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用

四七頁

四八頁

麦」に、「締約国産物品」に」を「締約国産物品」に改め、「(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日(以下「一年経過日」という。)前の期間に係るものに限る。)及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。)」及び「をこれらの項ごと」を削り」に、「読み替える」を「改め、「(一年経過日前の期間に係るものに限る。)と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。)との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」と」を削り、「読み替える」に、「別表第一の六第一五項」を「別表第一の六の一五の項」に、「同表第一五項」を「同表の一五の項」に改め、同条第八項の改正規定中「同表第一三項及び第一四項」を「同表の一三の項及び一四の項」に改め、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項の改正規定中「以下この条において」及び「第五項及び第七項において」を削り、同項にただし書を加える改正規定及び同条第七項の改正規定中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

(検討)

第十条 政府は、附則第一条第一号又は第四号に掲げる改正規定の施行後五年を経過した場合において、新関税法第十七条第三項及び第四項、第十七条の二、第二十条第三項、第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十五条第二項の規定又は第三条の規定による改正後の関税法の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 政令第二百二十七号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百四条」に改める。

第二条第一項中「掲げるもの」の下に「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を加え、同項第一号中「第二二〇八・二〇号の一」を「第二二〇八・二〇号」に改め、「物品」の下に「のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの」を加え、同項第二号及び第三号中「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を削り、同項第四号中「第二二〇八・九〇号の一の（ハ）のA」を「第二二〇八・九〇号の一の（ハ）」に改め、「物品」の下に「のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの」を加え、同項第五号中「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を削り、同条第二項第二号中「関税

暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一」を「定率法別表」に改め、同条第五項第二号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四条の三中「を適用しない貨物」を削り、「関税暫定措置法」の下に「（昭和三十五年法律第三十六号）」を加える。

第十三条第一項及び第二項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第二号中「その税関空港に入港する九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同条第三項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第一号中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改め、同条第五項中「第十五条

第十三項」を「第十五条第十二項」に改め、同条第六項中「第十五条第十四項前段」を「第十五条第十三項」に改め、同項各号中「第十五条第十三項」を「第十五条第十二項」に改める。

第十三条の二第二項第一号及び第二項中「第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十四条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第十五条の三第五項前段」を「第十五条の三第五項」に改める。

第十六条第三項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 法第十七条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発

行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

5 法第十七条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時



第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の出港届の記載事項等)

第十六条の二 法第十七条の二第一項前段(特殊船舶等の出港手続)に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 法第十七条の二第一項前段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項(航空機に係るもの

に限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3 法第十七条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

4 法第十七条の二第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十八条第一項第六号ロ中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「(当該貨物について運航者等(外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。))が交付する航空貨物輸送

証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。)その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第二十条第四項前段」を「第二十条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請書(同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。)の提出は、電子情報処理組織(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条の二の見出し中「入港手続」を「入出港手続」に改め、同条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前の出発空港とその航空機が入港しようとする不開港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第二十条

の「第二五項前段」を「第二十条の二第六項」に改め、同項各号中「第二十条の二第四項」を「第二十条の二第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十条の二第四項」を「第二十条の二第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

9 法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るもの

に限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

第二十三条第一項中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改める。

第二十五条第一号中「第二項（臨検、搜索又は差押）」を「第三項（臨検、搜索又は差押え等）」に、「郵便物等の差押」を「通信事務を取り扱う者に対する差押え」に、「第二百二十三条」を「第二百二十四条」に、「（差押）の」を「（差押え）の」に、「差し押えられた」を「差し押さえられた」に改める。

第四十四条の二第二項中「（準用）の規定」を「（準用）」に改め、同項の表第四十八条の二第四項の項中「同項」を「同条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第六十二条の規定」を「第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」に改め、同条第二項中「の規定において」を「において」に改め、「及び第五項」を削り、「」

第六十二条」の下に「(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)」を加え、「項中「に係る」を「項中「の」に、「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」を「の保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」に、「法第五十条第一項の」を「承認取得者(法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。)」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者」と、「法第五十条第一項の」に、「、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」を、「承認取得者又は保税蔵置場」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者又は保税工場」と、「承認取得者の名称」とあるのは「同項の承認を受けた者の名称」と、「により当該」とあるのは「により当該保税蔵置場」と、「承認取得者の」と、「と」とあるのは「承認を受けた者の保税工場」と、「と」、「当該」とあるのは「当該保税蔵置場」と、「第一号の承認取得者の」とあるのは「第一号の承認を受けた者の保税工場」に改める。

第五十五条の三中「(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)」を削る。

第六十二条の三十三の見出しを削る。

第六十四条の二第一号中「保税展示場」を「保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用」に、「総合保税地域」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に、「領置物件又は差押物件の返還等」を「領置物件等の還付等」に改め、同条第二号中「(領置物件又は差押物件の返還)」を削り、同条第四号中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条(通告処分)」を「国税通則法第五百七十七条第一項(間接国税に関する犯則事件についての通告処分等)」に改める。

第六十五条の見出しを削る。

第八十二条の見出しを削る。

第九十五条を次のように改める。

(領置物件等の封印等)

第九十五条 税関職員は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え(法第二百一十一条第一項(臨検、捜索又は差押え等)に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。)をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない

い。

第九十七条を削る。

第九十六条の見出しを「(領置目録等の記載事項)」に改め、同条中「領置目録又は差押目録」を「領置目録等の作成等」に、「又は差押目録には」を「差押目録又は記録命令付差押目録には」に、「又は差押を」を「差押え又は記録命令付差押えを」に改め、「所持者の」の下に「氏名及び」を加え、「及び氏名」を削り、同条を第九十七条とする。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項)

第九十六条 法第二百一十一条第四項(臨検、捜索又は差押え等)に規定する許可状(以下この条において「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記

録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

- 四 請求者の官職氏名
  - 五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
  - 六 法第二百一十一条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
  - 七 日没から日出までの間に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由
- 2 参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足る状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。
  - 3 郵便物、信書使物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項(定義)に規定する信書使物をいう。)又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件に関係があると認

めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

第九十八条の見出しを「（領置物件等の処置）」に改め、同条中「差押物件を」を「差押物件（次項及び第三百三条において「領置物件等」という。）を」に改め、「（領置物件又は差押物件の処置）」を削り、「随意契約による売却」を「公売又は売却等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税関職員は、法第三百三十三條第一項（領置物件等の処置）の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

3 税関長は、法第三百三十三條第二項の規定により代金を保管し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第五項の規定により廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合において、これらの者が知れていないときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。

第九十九条及び第百条を次のように改める。

（選付の公告）

第九十九条 法第三百三十四條第二項（領置物件等の選付等）の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 法第三百三十四條第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この条において「選付物件」という。）を選付することができない旨
- 二 選付物件の品名及び数量
- 三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所
- 四 選付物件の所持者の氏名及び住所又は居所
- 五 公告の日から六月を経過しても選付の請求がないときは、選付物件は、国庫に帰属する旨

（鑑定に係る許可状請求書の記載事項）

第百条 法第三百三十六條第四項（鑑定等の嘱託）に規定する許可状（第六号において「許可状」という。

）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 破壊すべき物件
- 四 鑑定人の氏名及び職業
- 五 請求者の官職氏名
- 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

第百二条を削る。

第百三条の見出しを「（書類の作成要領）」に改め、同条第一項中「ついで」を「関する」に、「第二項（臨検、捜索又は差押え）」を「第三項（臨検、捜索又は差押え等）」に、「郵便物等の」を「通信事務を取り扱う者に対する」に、「第百三十二条の二第四項（鑑定）」を「第百三十六条第四項（鑑定等）」に改め、同条第二項中「ついで」を「関する」に改め、同条を第百四条とする。

第百一条の見出しを「（通告の方法等）」に改め、同条第一項中「第百三十八条第一項（税関長の通告処分）」を「第百四十六条第一項（税関長の通告処分等）」に改め、「による通告」の下に「（以下この項及

び次項において「通告」という。）」を加え、「（平成十四年法律第九十九号）」を削り、「の提供する」を「による」に、「通告書」を「法第百四十六条第一項に規定する書面」に、「しなければならない」を「行い」に改め、同条第二項中「通告書」を「書面」に、「第百三十八条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「事項の外」を「理由及び納付すべき旨のほか」に改め、「者の」の下に「氏名（法人については、名称）及び」を加え、「及び氏名又は名称」を削り、同条に次の二項を加える。

3 法第百四十六条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第百四十六条第一項に規定する没収に該当する物件が、税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

第百一条を第百二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（犯則の心証を得ない場合の保管した金銭の還付）

第百三条 税関長は、法第百四十九条（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第百三十三条第二項（領置物件等の処置）の規定により保管した金銭があるときは、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に還付しなければならない。

第百条の次に次の一条を加える。

（調書の記載事項）

第百一条 法第百四十一条各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

別表第一中「三 重尾 鷲」を削る。

別表第二中「沖 縄 那 覇」を「沖 縄 新 石 垣」に改める。

別表第三三重の項を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十七条」に改める。

第一条の二第二号ただし書中「次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において」を「次号を除き、以下」に改める。

第五条の四の見出しを削り、同条中「主要食糧」を「生活関連物資」に改め、「の規定の豚肉についての準用」を削る。

第五十三条第一項中「に係るもとし税」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同項第三号中「払いもとし」を「払戻し」に改め、同条第二項中「保税作業」の下に「（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五十四条の二第一項及び第七十二条において同じ。）」を加える。

第五十六条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十六条の二に次の一項を加える。

2 特定輸出者（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者をいう。



）、特定委託輸出者（同項第二号に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

第五十六条の三及び第五十六条の四中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十七条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第七十四条」を「第七十七条」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 法の別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる  
重油及び粗油

第五十八条第一項中「第二十条の二第一項」の下に「（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 当該貨物の用途及び使用場所（前条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用

予定計画）

第五十八条第一項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。

一 当該貨物が前条第七号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

二 当該貨物が前条第九号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

第五十八条第三項中「使用する者」の下に「（前条第九号に掲げる貨物にあつては、当該貨物を販売する者）」を加える。

第五十九条中「について、法第二十条の二第一項」を「（同条第九号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」に改め、同条ただし書中「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同条第二号中「その輸入」を「当該貨物の輸入」

に改め、同条第五号中「第十号」を「第十一号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十条の二第二項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次条第二項において「輸入者等」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 当該貨物の販売者 受け入れた当該貨物の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。））並びにその置かれている場所並びに販売した当該貨物の販売年月日、販売先及びその業種並びにこれらの貨物の性状、数量及び価格
- 二 税関長が指定する使用者 受け入れた当該貨物の受入年月日、受入先、性状、数量、価格及びその置かれている場所

第六十条の見出しを「（使用状況の報告等）」に改め、同条中「第二十条の二第二項」の下に「（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」を、「受けた貨物」の下に「（第五十七条第九号に掲げるものを

除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第二項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者等に対し、当該貨物についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

第六十一条中「第十一条の二まで」の下に「（第十一条第一項ただし書を除く。）」を加え、「に規定する」を「の」に改め、「受けた貨物」の下に「（第五十七条第九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは「法第二十条の二第二項」と、第十一条の二中「同項に」とあるのは「法第二十条の二第二項に」と、「同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる」とあるのは「当該軽減税率の適用を受けた」と、同条第五号中「譲渡しようとする先の製造工場」とあるのは「当該用途に供しようとする場所」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の一項を加える。

2 第十条及び第十一条（第一項ただし書を除く。）の規定は、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは、「法第二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「貨物の転用」を「物品の転用」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第六十五条を次のように改める。

（児童福祉施設等の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）とする。

2 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定による認定を受けた施設

三 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する事業を目的とするものであつて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設

四 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号（特例地域型保育給付費の支給）に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設

第七十一条を削り、第七十条を第七十一条とし、第六十九条の二を第七十条とする。

第七十二条中「(b)及び(c)」を「から(c)まで」に改め、「第十七条」の下に「(日本工業規格)」を加え、「以下」を「第七十五条から第七十七条までにおいて」に改める。

第七十四条を第七十七条とし、第七十三条の二を第七十六条とし、第七十三条を第七十五条とし、第七

十二条の次に次の二条を加える。

(石油製品の混合)

第七十三条 法の別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得た重油及び粗油は、保税作業により、本邦に到着した同表第二七一〇・二二号の一の(三)、第二七一〇・一九号の一の(二)及び第二七一〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得たものとする。

(試験方法の指定)

第七十四条 法の別表第三三〇一・二五号の一の(十)に規定する政令で定める試験方法は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十一条第一項（日本薬局方等）に規定する日本薬局方に定めるはつか油の定量法とする。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一章中第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の三を第四条とする。

第十四条第一項中「として、同法」を「として、関税法」に改め、「この条、次条、第十八条及び第十九条において」を削り、「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に、「この項に」を「この項及び第四項に」に改め、同項ただし書中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に改め、同項ただし書中「第九条第一項」の下に「（輸入割当て）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。この場合において、前項中「法の別表第一の六」とあるのは「同条第一項ただし書に規定する飼料用表を含む法の別表第一の六の項」と、「同項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日か

ら一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用表であつてオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量は、一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条第一項中「同表第二三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項」を「同表の一三の項から四の二の項まで及び二一の項」に、「輸入数量を」を「輸入数量」に改め、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」とを削る。

第二十条第一項第一号中「関税率表」を「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第二十一条ただし書中「法第八条第一項」を「同項」に改め、「この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において」を削る。

第二十五条第二項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第七四号」を「第七二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号中「第七四号」を「第七二号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 別表第一の第六七号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの（第六号に掲げるものを除く。）

五 別表第一の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちこぼう、関税率表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、関税率表第〇七一一・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、関税率表第〇九一〇・一一号の二の（二）のBに掲げる物品、関税率表第一二二二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・一五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物品、関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イタ

ラ以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五九号の一の(二)に掲げる物品、関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(四)に掲げる物品のうちしようが及び関税率表第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの以外のものに限る。）

ロ 関税率表第二七・〇一、第二七・〇四、第二八・〇九、第二八・二五、第二八・二七、第二八・三四、第二八・三五、第二八・三九、第二八・四九、第二九・二三、第二九・三八、第三六・〇四、第三八・〇一、第三八・〇二、第三八・〇六、第三八・一四、第三八・一六、第三九・二三、第三九・二四、第三九・二六、第四〇・一〇、第四四・一二、第四四・一九から第四四・二二まで、第四六・〇一、第四六・〇二、第五一・〇七、第五三・〇六、第五六・〇七、第五六・〇九、第五七・〇二、第五七・〇三、第五七・〇五、第五八・〇六、第五九・〇三、第六二・一三、第六二・一五から第六二

・一七まで、第六三・〇一から第六三・〇七まで、第六五・〇五、第六五・〇六、第六六・〇一、第六七・〇二、第六九・〇二、第六九・〇七、第六九・一一、第六九・一二、第七四・〇六、第七四・一一、第七六・〇七、第七六・一〇、第七九・〇七、第八一・〇四、第八一・一一、第八二・一一、第八二・一三、第八三・〇一、第八三・〇二、第八三・〇四、第八三・〇六、第八五・四五、第九〇・〇三、第九四・〇四、第九五・〇五、第九五・〇七、第九六・〇三、第九六・〇八、第九六・一五又は第九六・一七に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるもの限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

第二十五条第二項第七号中「、第四号」を削り、「第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号」を「第一二三号、第一一九号、第六七号」に、「第一〇一号、第一〇七号」を「第九八号、第一〇四号」に、「第一一二号又は第一三三号」を「第一〇九号又は第一三〇号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項を次のように改める。

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、

第一九号、第二〇号、第二八号から第三一号まで、第三三号、第四一號、第四四号、第四六号から第四九号まで、第五四号、第五九号、第六〇号、第六五号、第六六号、第六九号から第七一号まで、第七四号、第七五号、第八六号から第八八号まで、第九一號、第九五号、第九六号、第九九号、第一〇一號、第一〇二號、第一〇五号、第一一六号から第一一八号まで、第一二二號、第一二五号、第一二六号、第一三五号及び第一三七号から第一三九号までに掲げる国とする。

第三十二条第一項第一号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「、夜間」を「、義務教育学校、夜間」に、「、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは」に改め、「若しくは幼児」を削り、「第六十五条（児童福祉施設）」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等）」に改め、「規定する児童福祉施設」の下に「若しくは同条第二項に規定する施設」を加え、同項第二号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とする。

第三十三条第一項第二号及び第三号中「、第七号及び第十六号」を「及び第七号」に改め、同条第二項中「掲げる証明書」を「定める証明書」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条

第三項中「、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と」を削り、同条第四項中「同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号」を「同項第十号から第十六号まで」に、「第十号から第十五号まで若しくは第十七号」を「若しくは第十号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「、特別支援学校若しくは幼稚園又は」を「若しくは特別支援学校、」に、「第六十五条（児童福祉施設）」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等）」に改め、「児童福祉施設若しくは」の下に「同条第二項に規定する施設又は」を加え、同条第七項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とする。

第四十五条第一項中「第六十五条（児童福祉施設）」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める施設は、関税定率法施行令第六十五条第二項に規定する施設とする。

別表第一中第一七号を削り、第一八号を第一七号とし、第一九号から第六二号までを一号ずつ繰り上げ

、第六三号を削り、第六四号を第六二号とし、第六五号から第七五号までを二号ずつ繰り上げ、第七六号を削り、第七七号を第七四号とし、第七八号から第一四三号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第二第二号中「、第四二〇二・二二二号、第四二〇二・二九号」を「から第四二〇二・二九号まで」に改め、同表第七号を削る。

(関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正)

第四条 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中近東の項中「アフガニスタン」を削り、同表アフリカの項中「リベリア」を削る。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第三百三十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の九第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第四条各号」を「第五条各号」に改め、同条第三項中「第五条」を「第六条」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第四十九条第一項中「第四条各号」を「第五条各号」に、「関税暫定措置法施行令第五条」を「同令第六条」に改める。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第七条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百十三号)の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・二二二号、第二一〇一・二二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二二二号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二二二号の項、第〇四〇二・九一〇号の項、第



〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「六二、六〇〇トン」を「五六、六〇〇トン」に改める。

別表第〇七二三・一〇号、第〇七二三・三三三号、第〇七二三・三三三号、第〇七二三・三四号、第〇七二三・三五号、第〇七二三・三九号、第〇七二三・五〇号、第〇七二三・六〇号及び第〇七二三・九〇号の項中「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「四、一九二、五〇〇トン」を「四、一九一、九〇〇トン」に、「三〇八、〇〇〇トン」を「三三七、〇〇〇トン」に、「一〇九、五〇〇トン」を「一一〇、一〇

〇トン」に、「一二五、五〇〇トン」を「一二三、五〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五七、〇〇〇トン」を「二八二、四〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「一六七、〇〇〇トン」を「一六六、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二二二・九九号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「二〇、五〇〇トン」を「一八、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「三七、七〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「四〇、一〇〇トン」を「三九、九〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第八条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表脱脂粉乳の項中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくは同条第二項に規定する施設」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第二九号の三、第二九号の四」を「第二九号の五、第二九号の七」に、「から第三五号まで」を「第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号」に改め、「第四三号」を削り、「第五四号の二」を「第五四号の七」に、「第五五号の三」を「第五五号の七」に改め、「第五

七号」の下に「第五七号の一〇」を加え、「第七三号」を「第七二号の四」に改める。

別表第一号の次に次の四号を加える。

一の二	関税法第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出
一の三	関税法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第七条の九第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出
一の四	関税法第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定によ

一の五	る届出 関税法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項（許可の承継）の規定による承認の申請
-----	--

別表第四号中「第八項若しくは第十項」を「から第九項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二	関税法第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告（積荷に関する事項のうち郵便物に係るものに限る。）
-----	--

別表第七号中「の提出又は」を「若しくは」に改め、「外国貿易機の」を削り、「限る。）」の下に「又は同条第四項の規定による報告」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二	関税法第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第三項の規定による報告
-----	---

別表第八号中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め

、「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加え、同表第一二号中「又は同条第五項」を「同条第四項の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第六項」に改め、同表第一七号中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改め、同表中第二九号の五を第二九号の八とし、第二九号の四を第二九号の七とし、第二九号の三を第二九号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一九の六	関税法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）の規定による承認の申請
------	----------------------------------

別表中第二九号の二を第二九号の四とし、第二九号の次に次の二号を加える。

一九の二	関税法第五十条第三項（保税蔵置場の許可の特例）の規定による申請書の提出
一九の三	関税法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出

別表第三〇号の次に次の一号を加える。

三〇の二	関税法第六十一条の五第三項（保税工場の許可の特例）の規定による申請書の提出
三〇の三	関税法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する同法第五十二条の二の規定による届出

別表第三一号の次に次の一号を加える。

三一の二	関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可の申請
------	--

別表第三三号の次に次の一号を加える。

三三の二	関税法第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出
------	--------------------------------------

別表第三四号中「許可の申請、」を「許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請、」に、「又は同法」を「同法」に改め、「提出」の下に「又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請」を加え、同表第三六号の次に次の四号を加える。

三六の二	関税法第六十二条の三第一項（承認の手續等）の規定による申請書の提出
三六の三	関税法第六十二条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出
三六の四	関税法第六十二条の八の二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請

三六の五	関税法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定による届出（輸徴法施行令第十一条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
------	---

別表第四〇号の二中「又は同条第四項」を「同条第四項」に改め、「提出」の下に「又は同条第五項の規定による申請書の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四〇の三	関税法第六十七条の四第一項（輸出の許可の取消し）の規定による許可を取り消すべき旨の申請
------	---

別表第四一号の次に次の五号を加える。

四一の一	関税法第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第六十七条の八第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出
四一の三	関税法第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の

	規定による届出
四一の四	関税法第六十七条の十二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四一の五	関税法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）の規定による届出
四一の六	関税法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請

別表第四二号中「（関税法施行令第六十一条第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）（同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」という。）を除く。）及び同号へに規定する締約国品目証明書を除く。）」を削り、同表第四三号を次のように改める。

四三	関税法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定に
----	---

による証拠の提出、申立て又は書面の提出

別表第四三号の次に次の四号を加える。

四三の二	関税法第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）の規定による認定手続を取りやめることの求め
四三の三	関税法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出
四三の四	関税法第六十九条の十六第六項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による立会いの申請
四三の五	関税法第六十九条の二十第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）の規定による認定手続を取りやめることの求め

別表第四六号の次に次の三号を加える。

四六の二	関税法第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）の規定による届出
------	---

四六の三	関税法第七十九条の六（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四六の四	関税法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第九十四条第三項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出

別表第四九号の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第二項」に改め、「手続等）」の下に「の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四九の三	関税法施行令第四条の十六第一項（修正申告の手続）の規定による書類の添付
四九の四	関税法施行令第四条の十七第二項（更正の請求の手続）の規定による書類の添付

別表中第五三号を第五二号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

五二の三	関税法施行令第二十九条の三（税関職員の派出の申請）の規定による申請書の提出
五三	関税法施行令第三十五条第一項（保税蔵置場の許可の申請）の規定による申請書の提出 又は同条第二項の規定による書類の添付

別表第五三号の三中「（原産地証明書を除く。）」を削り、「同条第三項の規定による」の下に「同令第六十一条第一項第二号イ(1)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する」を加え、「認定輸出者原産地証明書に限る」を「以下「締約国原産地証明書」という」に、「同令第六十一条第一項第二号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「又は」を「、同条第五項の規定による同号へに規定する締約国品目証明書（以下「締約国品目証明書」という。）の提出又は」に改め、同表中第五四号の二を第五四号の七とし、第五四号の次に次の五号を加える。

五四の二	関税法施行令第三十九条の二第一項若しくは第二項（保税蔵置場の許可を承継することの承認の手續）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書類の添付
五四の三	関税法施行令第四十一条第一項（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手續）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付

五四の四	関税法施行令第四十二条第二項（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五四の五	関税法施行令第四十二条（承認取得者の承認の更新の手續）の規定による申請書の提出
五四の六	関税法施行令第四十四条の二第二項（技術的読替え等）において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付

別表第五五号中「」において準用する」の下に「同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する」を加え、「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加え、「証明又は」を「証明、」に改め、「届出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提

出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同表中第五五号の二を第五五号の七とし、第五五号の二を第五五号の六とし、第五五号の次に次の四号を加える。

五五の二	関税法施行令第五十条の三第一項（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手續）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付
五五の三	関税法施行令第五十条の四第二項（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五五の四	関税法施行令第五十条の五（承認取得者の承認の更新の手續）の規定による申請書の提出
五五の五	関税法施行令第五十一条第二項（技術的読替え等）において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条第二項において準用する同令第四十四条の二第二項におい

て準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付

別表第五六号中「準用する」の下に「同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の八において準用する」を、「届出」の下に「同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同号を同表第五五号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

五六	関税法施行令第五十一条の九第一項（総合保税地域の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付
----	--

別表第五六号の二中「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「同条第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加え、同表第五七号中「届出」の下に「同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第二項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同表中第五七号の四を第五七号の九とし、同号の次に次の四号を加える。



五七の一〇	関税法施行令第六十二条の十八（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の一	関税法施行令第六十二条の二十四第二項（見本の検査をすることの承認の申請手続等）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の一	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付
五七の一	関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書書の添付又は同条第五項の規定による届出

別表中第五七号の二を第五七号の六とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の七	関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の八	関税法施行令第六十二条の十（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付

別表中第五七号の二を第五七号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の四	関税法施行令第五十九条の十第二項（特定輸出者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五七の五	関税法施行令第五十九条の十六第一項（認定製造者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の添付又は同条第六項の規定による届出

別表第五七号の次に次の一号を加える。

五七の二	関税法施行令第五十五条の五第二項（特定保税運送者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付、同条第四項の規定による書類の添付又は同条第六項の規定による届出
------	--

別表第五九号の二中「第十三条第五項」を「第十三条第四項」に改め、「免税)」の下に「の規定による承認の申請、同条第五項」を加え、「、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書」を「又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書」に改め、同表第六一号の二中「)において準用する」の下に「同法第十三条第四項の規定による承認の申請、同法第十九条第二項において準用する」を加え、同表中第六四号の六を第六四号の八とし、第六四号の五を第六四号の七とし、第六四号の四を第六四号の六とし、第六四号の三を第六四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

六四の五	関税定率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手續）の規定による届出書の提出
------	---

別表第六四号の二の次に次の一号を加える。

六四の三	関税定率法施行令第六条の三第一項（製造工場の承認申請手續）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付
------	---

別表第六五号の一四中「)において準用する」の下に「同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条に

おいて準用する」を、「書面の提出」の下に「、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出」を加え、同表第六六号中「第十六条の三第二項」の下に「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）」を加え、同表中第七〇号の三を第七〇号の四とし、第七〇号の二の次に次の一号を加える。

七〇の三	関税定率法施行令第六十条第二項（使用状況の報告等）の規定による報告書の提出
------	---------------------------------------

別表第七一号の二中「第九条の二第五項」を「第九条の二第四項」に改め、「適用)」の下に「の規定による承認の申請、同条第五項」を加え、「、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書」を「又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書」に改め、同表第七二号の二の次に次の一号を加える。

七二の三	関税暫定措置法施行令第二十七条第一項（原産地の証明）の規定による原産地証明書の提出
------	---

別表中第七三号を第七二号の四とし、同号の次に次の二号を加える。

七二の五	関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料と
------	---

七二	<p>する特恵受益国原産品についての証明) (同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による書類の添付</p> <p>関税暫定措置法施行令第三十一条第三項(特恵対象物品の本邦への運送)の規定による書類の提出</p>
----	--

別表第七三号の二中「第十五項若しくは第十七項」を「若しくは第十五項」に改め、同表中第七三号の四を第七三号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

七三の七	<p>関税暫定措置法施行令第三十九条第一項(承認小売業者の承認申請手続等)の規定による申請書の提出</p>
------	---

別表中第七三号の三を第七三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

七三の五	<p>関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)の規定による届出書の提出</p>
------	---

別表第七三号の二の次に次の一号を加える。

七三の三	<p>関税暫定措置法施行令第三十三条の四第一項(製造工場の承認申請手続)の規定による</p>
------	--

	<p>申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付</p>
--	---------------------------------

別表第七四号中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項」に改め、「による」の下に「関税割当証明書提出又は同項ただし書の規定による」を加え、同表第七五号中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項」に改め、「による」の下に「関税割当証明書の提出又は同項ただし書の規定による」を加え、同表第九二号の三中「(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)」を削り、同表中第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に次の一号を加える。

一〇〇	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第百二十五号)第三条第四項(関税の免除手続)の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付</p>
-----	---

(相殺関税に関する政令の一部改正)

第十条 相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「構成員の本邦」を「構成員である当該生産者の当該貨物の本邦」に改め、同条

第二項中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「生産者は」を「生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は」に、「に掲げる本邦の生産者」を「の本邦の生産者及び総生産高」に改め、「輸入貨物と同種の」を削り、「に掲げる構成員」を「の従事する者」に改める。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第十一条 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「構成員の本邦」を「構成員である当該生産者の当該貨物の本邦」に改め、同条第二項中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「生産者は」を「生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は」に、「に掲げる本邦の生産者」を「の本邦の生産者及び総生産高」に改め、「輸入貨物と同種の」を削り、「に掲げる構成員」を「の従事する者」に改める。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第十二条 関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租税特別措置法施行令第四十八条の九第七項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第

四十八条の十一第四項第五号の改正規定中「第四十八条の九第七項第五号」を「第四十八条の九第六項第五号」に改める。

第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四〇号の二の改正規定中「又は同条第四項」を「同条第四項」に改め、「削り」の下に「同条第五項」を「同条第三項」に改め」を加え、同表第六四号の五の改正規定中「同表第六四号の五」を「同表第六四号の七」に改める。

（関税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号。附則第四条において「平成二十九年改正令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条のうち関税法施行令第四条の三の改正規定中「を適用しない貨物」及び」を削る。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十四条の改正規定中「第十八条及び第十九条」を「及び第十八条」に」を削り、「同表第一三項」を「同表の」に、「別表第一の六第一三項」を「別表第一の六の」に、「この項において」を「この項及び次項において」を「及び第四項」を「次項及び第五項」に

、「同条第二項を同条第三項とし、同条第一項」を「同条第四項中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項」に改め、同令第十九条の改正規定中「同表第一三項」を「同表の」に、「別表第一の六第一三項」を「別表第一の六の」に改め、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定中「関税定率法」の下に「（明治四十三年法律第五十四号）」を加え、「関税率表第〇二〇三・一一号の二」を「同法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二十条第一項第一号中「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」を「関税率表」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第二十一条ただし書の改正規定中「「法第八条第一項」を「同項」に改め、」及び「この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において」を削り、同令第二十五条の改正規定中「第六号」を「第五号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、同令第三十三条の改正規

定中「同条第二項第三号」を「同条第二項第二号」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に改める。

第六条のうち電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表中第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし、第七三号の次に一号を加える改正規定中「第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし」を「第七三号の七を第七三号の八とし、第七三号の二から第七三号の六までを一号ずつ繰り下げ」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税法施行令第十三条第二項第二号の改正規定、同令第十四条第三項の改正規定、同令第十六条の改正規定、同令第十六条の三を同令第十六条の四とし、同令第十六条の二を同令第十六条の三とし、同令第十六条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二（見出しを含む。）の改正規定及び

同令第二十三条第一項の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第七号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同表第一二号の改正規定及び同表第一七号の改正規定並びに次条の規定 平成二十九年六月一日

- 一 第二条中関税定率法施行令第五十六条から第五十六条の四までの改正規定並びに第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号トの改正規定（「第七三号」を「第七二号の四」に改める部分に限る。）、同令別表第四号の次に一号を加える改正規定、同表第四二号の改正規定、同表第四九号の二の次に二号を加える改正規定、同表第五三号の三の改正規定、同表第五五号の改正規定（「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加える部分に限る。）、同表第五六号の二の改正規定、同表第七二号の二の次に一号を加える改正規定、同表中第七三号を第七二号の四とし、同号の次に二号を加える改正規定、同表第七四号の改正規定、同表第七五号の改正規定及び同表中第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に一号を加える改正規定 平成二

十九年十月八日

- 二 第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第二十五条第一号の改正規定、同令第六十四条の二第一号及び第二号の改正規定、同令第九十五条の改正規定、同令第九十七条を削る改正規定、同令第九十六条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第九十七条とする改正規定、同令第九十五条の次に一条を加える改正規定、同令第九十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第九十九条及び第百条の改正規定、同令第百二条を削る改正規定、同令第百三条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第百四条とする改正規定、同令第百一条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第百二条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第百条の次に一条を加える改正規定並びに第五条の規定並びに附則第三条の規定 平成三十年四月一日

- 四 第一条中関税法施行令第六十四条の二第四号の改正規定 関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号。次号及び附則第三条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

- 五 第一条中関税法施行令第十三条の改正規定（同条第二項第二号の改正規定を除く。）、同令第十三条

の二の改正規定、同令第十四条第九項の改正規定、同令第十八条の改正規定及び同令第五十五条の三の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の改正規定及び同表第八号の改正規定（「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加える部分を除く。） 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成二十九年六月一日から前条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の関税法施行令（以下この条において「新関税法施行令」という。）第十六条第五項、第十六条の二第四項及び第十八条の二第十一項の規定の適用については、新関税法施行令第十六条第五項中「第十七条第四項」とあるのは「第十七条第四項前段」と、新関税法施行令第十六条の二第四項中「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二第三項前段」と、新関税法施行令第十八条の二第十一項中「第二十条の二第六項」とあるのは「第二十条の二第六項前段」とする。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条（第二号に係る部分に限

る。）の規定の適用については、改正法第二条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百三十八条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金は、改正法第二条の規定による改正後の関税法第百四十六条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金とみなす。

（調整規定）

第四条 平成二十九年改正令の施行の日が平成二十九年十月八日後となる場合には、第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四二号の改正規定中「同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告（以下「原産地申告」と、同表第五三号の二の改正規定、第五五号の改正規定及び第五六号の二の改正規定中「認定輸出者原産地証明書」とあるのは「原産地申告」と、同表第七五号の改正規定中「第三条第一項ただし書」とあるのは「第二条第一項た

だし書」と、「第三条第一項」とあるのは「第二条第一項」と、附則第一条第二号中「認定輸出者原産地証明書」とあるのは「原産地申告」とする。

- 2 前項の場合において、平成二十九年改正令第六条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四二号、第五三号の三、第五五号及び第五六号の二の改正規定中「別表第四二号中「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とベルギー共和国との間の協定第五十二条(b)に規定する原産地申告（以下「原産地申告」を「同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」に改め、同表第五三号の三」とあるのは「別表第五三号の三」と、「中「原産地申告」を「認定輸出者原産地証明書」に、「とあるのは「中」と、同表第七五号の改正規定中「第二条第一項ただし書」とあるのは「第二条第一項」と、「第三条第一項ただし書」とあるのは「第三条第一項」とする。



## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税の用語の意義）</p> <p>8-1 法第8条の規定に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第20条第3項第26号に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第57類、第61類、第62類及び第63類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>（加工組立減税の適用上の留意事項）</p> <p>8-3 法第8条第1項第1号から第3号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 令第20条第2項各号、第4項及び第6項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第3号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。</p>	<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税の用語の意義）</p> <p>8-1 法第8条の規定に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第20条第3項第25号<u>《加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等》</u>に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第57類、第61類、第62類及び第63類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>（加工組立減税の適用上の留意事項）</p> <p>8-3 法第8条第1項第1号から第4号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 令第20条第2項各号、第4項、第6項各号<u>及び第8項各号</u>に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第4号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。</p>

1

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 令第20条第2項第2号及び第3号、第6項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。</p> <p>イ はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工</p> <p>ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工</p> <p>(3) 令第20条第2項第3号<u>及び</u>第6項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しば付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>（加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続）</p> <p>8-4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>上記(1)の確認申告書（その添付書類を含む。）により下記(6)のイからハまでに掲げる事項が確認できない場合には</u>、令第22条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。）<u>の提出を求めるものとする</u>。また、製品、</p>	<p>(2) 令第20条第2項第2号及び第3号、第6項第2号及び第3号<u>並びに第8項第2号及び第3号</u>に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。</p> <p>イ はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工</p> <p>ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工</p> <p>(3) 令第20条第2項第3号、第6項第3号<u>及び第8項第3号</u>に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しば付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>（加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続）</p> <p>8-4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) <u>法第8条第1項第1号から第4号までに該当する製品を製造する場合には</u>、令第22条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）<u>を提出するものとする</u>。<u>ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と</u></p>

2

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>副資材についても必要に応じてサンプルの提出を求めるものとする。</p> <p>この場合、1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等（<u>生地見本並びに製品及び副資材のサンプルをいう。以下同じ。</u>）の提出は省略して差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p> <p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C-5000）を押なつて上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。</p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6) 輸出通関時に提出される<u>確認申告書（その添付書類を含む。）</u>又は生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる<u>事項</u>は、次のとおりとする。</p> <p>なお、提出された生地見本等により<u>以下の事項</u>が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略して差し支えない。</p> <p>イ 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する製品の<u>場合における確認事項</u> (イ)～(ホ) (省略)</p> <p>ロ 法第 8 条第 1 項第 2 号に該当する製品の<u>場合における確認事項</u> (イ)～(ニ) (省略)</p> <p>ハ 法第 8 条第 1 項第 3 号に該当する製品の<u>場合における確認事項</u></p>	<p><u>同等に同一性の確認が可能となる資料を提出するものとする。</u>また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出するものとする。</p> <p>この場合、1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略して差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p> <p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C-5000）を押なつて上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。</p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる<u>事項等</u>については、次のとおりとする。</p> <p>なお、提出された生地見本等により<u>材質、規格、形状等</u>が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略して差し支えない。</p> <p>イ 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する製品の<u>生地見本等</u> (イ)～(ホ) (同左)</p> <p>ロ 法第 8 条第 1 項第 2 号に該当する製品の<u>生地見本等</u> (イ)～(ニ) (同左)</p> <p>ハ 法第 8 条第 1 項第 3 号に該当する製品の<u>生地見本等</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8-5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）<u>(8-4(5)により返付された生地見本等を含む。以下 8-11 及び 8-12(2)ロにおいて同じ。</u>を提示するものとする。</p>	<p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p><u>三 法第 8 条第 1 項第 4 号に該当する製品の生地見本等</u></p> <p><u>(イ) 革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）、羊革等）、規格（等級等）、色等</u></p> <p><u>(ロ) 織物類 材質（人造繊維製等）、糸の太さ（織糸の番手、打込み本数）、織り方（平織り、綾織り等）、規格（幅、長さ等）、色、柄等</u></p> <p><u>(ハ) 縫い糸 材質（人造繊維製等）、規格（糸の太さ、長さ、単糸等）、色等</u></p> <p><u>(ニ) 付属品 材質（金属製、プラスチック製等）、規格（サイズ、種類等）等</u></p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8-5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続<u>き</u>については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）<u>及び生地見本等</u>を提示するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ (省略)</p> <p>(6) 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類（材質、織り方、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。） ロ (省略)</p> <p><u>(7) 加工組立減税の適用を受けようとする製品が前記 8-4 の手續を経た輸出原材料から加工又は組立てされたものであることの確認は、原則として、当該製品に係る輸入申告書及び添付書類に記載された事項（必要に応じて、当該製品の規格、材質等）と(3)の書類に記載された事項及び(5)又は(6)の書類に記載された事項との対査により行う。</u></p> <p>(加工組立減税に係る製品の課税価格)</p> <p>8-6 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税を受けようとする製品の課税価格は、次の算式により算出するものとする。 (輸出原材料の FOB 価格)+(輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料)+(加工又は組立費用)+(製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ (同左)</p> <p>(6) 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類（材質、織り方、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。） ロ (同左)</p> <p>(加工組立減税に係る製品の課税価格)</p> <p>8-6 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税を受けようとする製品の課税価格は、次の算式により算出するものとする。<u>ただし、当該製品について定率法第 4 条第 1 項《課税価格の決定の原則》の規定を適用できる場合は、当該製品の輸入取引に係る資料から同項の規定に基づき課税価格</u></p>

5

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及び保険料)</p> <p>この場合における輸出原材料の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲)</p> <p>8-8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに<u>当たって</u>輸出原材料に含める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 22 条第 1 項に規定する税関長の確認を受けたもので<u>あって</u>、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて<u>取り扱って</u>差し支えない。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等については、</p>	<p><u>を算出する。</u></p> <p>(輸出原材料の FOB 価格)+(輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料)+(加工又は組立費用)+(製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料)</p> <p>この場合における輸出原材料の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲)</p> <p>8-8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに<u>当たって</u>輸出原材料に含める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 22 条第 1 項《<u>加工又は組立用貨物の輸出の手續</u>》に規定する税関長の確認を受けたもので<u>あって</u>、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて<u>取り扱って</u>差し支えない。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等については、</p>

6

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>製造ロスに準じて<u>取り扱って</u>差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる無価値に等しいさ細な副産物に相当する部分。なお、製品の加工又は組立ての工程で発生する不良品で<u>あって</u>、再生が困難等のため全く無価値に等しいものについては、これに該当するものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。</p> <p>(2) 次に掲げる貨物については、輸出原材料には含まれないので、留意する。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される機械工具類。ただし、消耗品で<u>あっても</u>、製品に化体して再輸入されることが即物的に確認できるものについては、輸出原材料に含めて差し支えない。</p> <p>ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物に見合う部分</p> <p>(加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続)</p> <p>8-10 令第 24 条において準用する定率法施行令第 5 条の 3 に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」(T-1065)とし、<u>2</u> 通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認</p>	<p>製造ロスに準じて<u>取り扱って</u>差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる無価値に等しいさ細な副産物に相当する部分。なお、製品の加工又は組立ての工程で発生する不良品で<u>あって</u>、再生が困難等のため全く無価値に等しいものについては、これに該当するものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。</p> <p>(2) 次に掲げる貨物については、輸出原材料には含まれないので、留意する。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される機械工具類。ただし、消耗品で<u>あっても</u>、製品に化体して再輸入されることが即物的に確認できるものについては、輸出原材料に含めて差し支えない。</p> <p>ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物に見合う部分</p> <p>(加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続)</p> <p>8-10 令第 24 条 <u>《再輸入の期間の延長承認申請手続に関する規定の準用》</u>において準用する定率法施行令第 5 条の 3 <u>《再輸入の期間の延長の承認申請手続》</u>に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」</p>

7

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>したときは、うち一通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合において、<u>加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</u></p> <p>(加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い)</p> <p>8-11 加工組立減税に係る輸入申告が<u>あった</u>場合には、前記 8-5 の(3)により提示を受けた確認申告書 <u>(交付用)</u> により、前記 8-4 の(5)の確認事項に基づいて、輸入申告された製品と輸出原材料の同一性を確認するとともに、当該製品に使用された輸出原材料の数量について附属書（交付用）の「輸出原材料の使用実績」欄に消込みを行う。</p> <p>(加工組立減税の手続の特例)</p> <p>8-12 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 次に掲げる書類については、特例輸入者等に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用</p>	<p>(T-1065)とし、<u>3</u>通（原本、承認書用、<u>輸入予定地税関送付用</u>）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合において、<u>他の 1 通（輸入予定地税関送付用）は輸入予定地を所轄する税関官署又は主要輸入地所轄税関官署あて送付する。</u></p> <p>(加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い)</p> <p>8-11 加工組立減税に係る輸入申告が<u>あった</u>場合には、前記 8-5 の(3)により提示を受けた確認申告書 <u>及び生地見本等</u>により、前記 8-4 の(5)の確認事項に基づいて、輸入申告された製品と輸出原材料の同一性を確認するとともに、当該製品に使用された輸出原材料の数量について附属書（交付用）の「輸出原材料の使用実績」欄に消込みを行う。</p> <p>(加工組立減税の手続の特例)</p> <p>8-12 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 次に掲げる書類については、特例輸入者等に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用</p>

8

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。</p> <p>イ 前記 8-5(2)に規定する「附属書」(P-7710)</p> <p>ロ 前記 8-5(3)に規定する確認申告書(交付用)</p> <p>ハ 法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる製品の減税手続における前記 8-5(5)イ及びロに規定する書類</p> <p>ニ 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税手続における前記 8-5(6)イ及びロに規定する書類</p> <p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 13 節 軽減税率</p> <p>(軽減税率等の適用手続)</p> <p>9-1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 令第 32 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 3 号に掲げる物品については、それぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。</p> <p>(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者(特例申告貨物)</p>	<p>実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。</p> <p>イ 前記 8-5(2)に規定する「附属書」(P-7710)</p> <p>ロ 前記 8-5(3)に規定する確認申告書(交付用) <u>及び生地見本等</u></p> <p>ハ 法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号 <u>及び第 4 号</u>に掲げる製品の減税手続における前記 8-5(5)イ及びロに規定する書類</p> <p>ニ 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税手続における前記 8-5(6)イ及びロに規定する書類</p> <p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 13 節 軽減税率</p> <p>(軽減税率等の適用手続)</p> <p>9-1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 令第 32 条第 1 項第 1 号及び <u>第 16 号並びに</u>同条第 2 項第 3 号に掲げる物品については、それぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。</p> <p>(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者(特例申告貨物)</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>にあつては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。）は、令第 33 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者をいうことに留意する。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>にあつては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。）は、令第 33 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、<u>また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</u></p> <p>(6) (同左)</p> <p>(<u>農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等</u>)</p> <p><u>9-10 令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義</u></p> <p><u>法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</u></p> <p><u>イ 農業用のものについては、次に掲げる業種（これらの業種に必要な</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。）において使用される機械及び器具（運搬専用器具を除く。）の動力燃料並びに乾燥機（米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。）、温室用ボイラー及び重油燃焼器（霜害及び冷害防止用のものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの</u></p> <p><u>穀作農業、穀作以外の圃場作物農業、果樹・樹園農業、特殊園芸農業、畜産農業（養鶏農業及び酪農農業を含む。）、養蚕農業</u></p> <p>ロ <u>林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具（集材機（索道積込機を含む。）及び公有の森林鉄道の機動車を含み、その他の運搬専用器具を除く。）の動力燃料として使用されるもの</u></p> <p><u>育林業、製薪業、木炭製造業、木材伐出業、その他の林業</u></p> <p>ハ <u>漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上・上機（漁船・上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機（ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用（煮熟用を含む。）のものに限る。）及びボイラー（水産動植物の飼育におけ</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>る水温調節、煮干の煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの</u></p> <p><u>捕鯨業、一般海面漁業（採貝、採藻業を含み、漁業サービス業を除く。）内水面漁業、浅海養殖業（真珠、カキ、ノリ等の養殖業）、内水面養殖業</u></p> <p>(2) <u>保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い</u></p> <p><u>軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第 6 条に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C-3260）を提示させること等により、法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。</u></p> <p>(3) <u>同時蔵置の取扱いの特例</u></p> <p><u>軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等その他の重油又は粗油との同時蔵置については、関税法基本通達 42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の(4)の規定によるほか、タンク事情から単独の保税タンクに蔵置することができないと認められる場合においては、内国貨物である JIS 規格 1 種 2 号の重油（注）との同時蔵置を認めて差し支えない。</u></p> <p><u>（注） JIS 規格（K2205）（省略）</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(4) <u>混合の取扱い</u>  <u>軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税重油等」という。）に係る混合の取扱いについては、次による。</u>  <u>イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</u>  <u>ロ 無税重油等と他の石油との混合は、混合後の石油が JIS 規格 1 種 2 号の重油の規格の範囲内である場合に限り認めて差し支えないものとし、混合された後の石油の取扱いは、次による。</u>  <u>(イ) 無税重油等と無税重油等以外の重油又は粗油で無税重油等と同一の規格を有するもの（JIS 規格 1 種 2 号の重油を含む。以下本項において「他の重油等」という。）とを混合した場合は、当該混合前の無税重油等と他の重油等とが搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</u>  <u>(ロ) 無税重油等と他の重油等以外の石油（JIS 規格の軽油、灯油（注）等）とを混合した場合には、混合後の石油は、どの部分においても、混合前の無税重油等の数量の混合後の石油の全量に対する割合による数量の無税重油等を含むものとして取り扱う。従って、当該混合後の石油の全部又は一部が用途外使用に供されたときは、当該用途外使用に供された石油の数量に上記の割合を乗じて得た数量の無税重油等が用途外使用に供されたものとし、軽減を</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>受けた関税の額を徴収する。</u>  <u>(注) 1. JIS 規格 (K2204) (省略)</u>  <u>(注) 2. JIS 規格 (K2203) (省略)</u>  (5) <u>振替使用の取扱い</u>  <u>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</u>  <u>イ 上記の振替をしようとするときは、当該地域において無税重油等を供給しようとする者から振替の依頼を受けた無税重油等の所持者の名をもって、「農林漁業用無税重油等振替申請書」（P-8030）2 通（原本、承認書用）（無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署と他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署への送付用として 1 通を加える。）を、あらかじめ無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署に提出することにより申請を行わせるものとする。</u>  <u>ロ 上記イの申請書は、原則として、直接税関官署に提出させるものとし、郵送による提出は、申請者の所在地が税関官署から遠隔地にある等やむを得ない場合に限るものとする。郵送による提出を希望する者</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>があるときは、郵送による振替申請を必要とする理由等を記載した適宜の様式による願書をあらかじめ提出させ、願出者の所在地、税関官署までの交通事情及び従業員数等を審査し、郵送によることがやむを得ないと認められる場合にのみこれを認めるものとする。郵送による振替申請を認めた場合には、四半期ごとに無税重油等の受払及び振替状況に関する報告書を提出させることとする。</p> <p>ハ 上記イの申請書が提出された場合には、当該申請書の記載事項について審査し、更に必要に応じて調査を行い、その結果、振替を必要とする理由についてやむを得ない事情があること、振り替えようとする無税重油等と他の重油等がいずれも品名、数量、蔵置場所等について確定していること、及び振り替えようとする数量が妥当な数量であることが確認された場合には、振替を承認するものとする。</p> <p>なお、次のような振替は認められないので留意する。</p> <p>(イ) 輸入予定の農林漁業用重油等を引当てとした振替        (ロ) 製造又は購入予定の他の重油等を引当てとした振替        (ハ) 無税重油等を農林漁業用以外の用途に使用するための振替</p> <p>三 振替を承認したときは、申請書のうち 1 通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日（郵送されたものについては、日本郵便株式会社の消印年月日）とする。</p> <p>ホ 上記二により承認書を交付したときは、申請者から無税重油等に振</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>り替えられる他の重油等の所持者あてに、直ちに承認書及び承認書写しを送付させ、承認書は当該他の重油等の所持者に振替を確認した旨を裏書のうえ押印させて、申請者に返付させておくものとする。</p> <p>振替を承認した税関官署は、必要に応じ承認書を提示させて当該他の重油等の所持者による振替の確認の有無を確認するものとする。この場合において、振替の確認がない承認書を発見したときは、申請者から事情を聴取し、必要に応じ、無税重油等に振り替えられた他の重油等の所持者に対し実地確認を行う（当該他の重油等の蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するときは、当該所在地を所轄する税関官署に依頼して行う。）ものとする。</p> <p>ハ 振替を承認した税関官署は、無税重油等に振り替えられる他の重油等でその蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するものに係る申請書のうち 1 通（他の重油等の所在地所轄税関送付用）を各月ごとに取りまとめて、それぞれ当該他の税関官署に送付するものとする。</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者        令第 33 条第 14 項及び第 15 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ 「その他の販売者」とは、無税重油等の卸売、小売その他の販売者（現物の受渡しが行われる営業所、油槽所及び販売の委託を受けてその業務を営む者を含む。）で輸入者以外の者をいい、上記(4)により振</p>



## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>替の承認を受けた者を含む。</u></p> <p>ロ 「税関長が指定する使用者」とは、次に掲げる者とする。  <u>大洋漁業（株）、日本水産（株）、日魯漁業（株）、（株）極洋、宝幸水産（株）、北洋水産（株）、北海道漁業公社、函館公海漁業（株）、報国水産（株）</u></p> <p>ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、後記 9-11 の(6)に定めるところによる。</p> <p>(7) 用途確認  <u>農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</u></p> <p>イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、<u>全国農業協同組合連合会（全農）、全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税関官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。</u></p> <p>(注) 購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び経済産業省の行政指導により、<u>無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量をかつこ書により内書として記載することとなっている。</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p><u>9-10</u> 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 33 条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 33 条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 令第 32 条第 2 項第 3 号に掲げる物品については、「<u>高精度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）</u>」（P-8060）又は「<u>高精度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）</u>」（P-8070）</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率</p>	<p>ロ <u>用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。</u></p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p><u>9-11</u> 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 33 条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 33 条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる物品については、「<u>農林漁業用無税重油等受払台帳</u>」（P-8040）</p> <p>(5) 上記(1)から(5)までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等適用物品に関する帳簿」(P-8050)</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告) <u>9-11</u> (省略)</p> <p>(コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-12</u> (省略)</p> <p>(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-13</u> (省略)</p> <p>(シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義) <u>9-14</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 用途外使用等の制限</p> <p>(用途外使用等の承認)</p> <p>10-2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支</p>	<p>等適用物品に関する帳簿」(P-8050)</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告) <u>9-12</u> (同左)</p> <p>(コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-13</u> (同左)</p> <p>(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-14</u> (同左)</p> <p>(シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義) <u>9-15</u> (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 用途外使用等の制限</p> <p>(用途外使用等の承認)</p> <p>10-2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>支えない。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は公益財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p><u>△</u> 上記イ及びロに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなったため、これを他の用途に供しようとする場合</p> <p>(2) 上記(1)のイから△までに掲げる場合以外の場合であって、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>えない。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p><u>△</u> 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p><u>三</u> 上記イから△までに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなったため、これを他の用途に供しようとする場合</p> <p>(2) 上記(1)のイから三までに掲げる場合以外の場合であって、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>(3) (同左)</p>

## 加工再輸入減税マニュアル改訂のポイント(2017年4月)

各項目の“ ”で、マニュアルの改訂箇所を記載。

### 1. 平成29年度関税改正関係

カーシートレザーを暫8対象から除外することに伴う改訂

平成29年度関税改正によりカーシートレザーが暫8の対象製品から除外されたことに伴い、カーシートレザーの項目を削除した。

《加工再輸入減税制度の概要》 2.(p6)

### 2. 手続の簡素化関係

#### (1) 生地見本の提出省略

加工・組立輸出貨物確認申告書に同一性の確認に必要な事項(生地の規格等)が記載されている場合には、(再輸入確認のための措置として輸出申告の際に提出を求めている)生地見本の提出を省略可能とする取扱いに変更した。また、関係書類をMSX業務により提出する場合の手続を明記した。

《輸出通関手続関係》 1.~6.(p11、p13、p15~p18)

《輸入通関手続関係》 1.(p19)、6.(p28)、7.(p32)、8.(p34~p35)及び11.(p36)

《Q & A》 NO.21及びNO.22(p125~p127)

#### (2) 裏落し業務の簡素化

暫8を適用せずに輸入した際には、附属書の裏落し業務を不要とし、次回暫8を適用して輸入する際に、暫8を適用しなかった分の輸入申告書類を提出させ裏落しを行う取扱いに変更

《輸入通関手続関係》 13.(p36~p37)

《Q & A》 NO.35(p131)、NO.44(p134)及びNO.47(p135)

### 3. その他

減税対象となる原材料の輸出申告価格の確認申告書への記載方法の変更(契約通貨円貨)

《輸出通関手続関係》 3.(p14)

《Q & A》 NO.54(p138)

(以上)